

横山 明

コメント

企業会計基準公開草案第 26 号「企業結合に関する会計基準（案）」、
企業会計基準公開草案第 27 号「連結財務諸表に関する会計基準（案）」、
企業会計基準公開草案第 28 号「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正（案）」、
企業会計基準公開草案第 29 号（企業会計基準第 7 号の改正案）「事業分離等に関する会計
基準（案）」、企業会計基準公開草案第 30 号（企業会計基準第 16 号の改正案）「持分法に
関する会計基準（案）」及び
企業会計基準適用指針公開草案第 29 号（企業会計基準適用指針第 10 号の改正案）「企業
結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（案）」の公表

コメントの部分

「企業会計基準委員会は、平成 19 年 8 月に国際会計基準審議会（IASB）と共同で公表し
たいわゆる東京合意に基づき、平成 20 年までの短期コンバージェンス・プロジェクトとし
て掲げた企業結合（連結を含む。）に関する会計処理（持分プーリング法による会計処理の
廃止など）について検討を行っております。平成 19 年 12 月には「企業結合会計の見直し
に関する論点の整理」及び「研究開発費に関する論点の整理」を公表し、それらに対して
一般から寄せられた意見も参考にしつつ、審議を重ねてまいりました」としております。
東京合意では、IFRS との「残りの差異については 2011 年 6 月 30 日までに解消を図ります」
と国際的な約束をしています。

関係者に対する透明性のために、今般の上記「改正案」が IFRS と相違したままであるのな
ら、その理由、今後の日程を含む対応予定をまとめて記載しておくべきです。

コメント・・・企業会計基準第 16 号「持分法に関する会計基準（案）」

企業会計基準公開草案第 30 号「持分法に関する会計基準（案）」

のコメント

コメントの部分

範囲

22. 連結財務諸表を作成していないが、個別財務諸表において持分法を適用して算定され
た財務情報に係る注記を行う場合には、本会計基準によることとなる（第 3 項なお書き参
照）。したがって、連結財務諸表を作成していない会社において、関連会社への投資に対し
て持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額の注記を行う場合
の当該注記の金額については、本会計基準の定めが適用されることとなる点に留意が必要
である。

連結子会社がなく、連結財務諸表を作成していないが、重要な関連会社がある場合に、上
記 2 2 項は、持分法を適用した場合の注記による開示を求めているが、国際会計基準では
IAS 2 8 号に「関係会社の投資（Investments in associates）」について持分法を適用した
財務諸表の作成を求めている。

持分法による会計基準は連結財務諸表の作成を条件としないで国際会計基準と一致させ相
違を解消すべきです。

時間を無駄にすることなく国際会計基準との相違を解消することを望みます。